

日南市災害時要援護者避難支援計画

平成22年4月

日 南 市

目次

第1章 基本的な考え方

1 趣旨	1
2 位置づけ	1
3 避難支援計画の対象	1
(1) 対象とする要援護者	1
(2) 対象とする災害	2
(3) 対象とする地域	2

第2章 避難支援体制の構築

1 市における支援体制の整備	3
(1) 市の役割	3
2 地域における避難支援体制の整備	3
(1) 自主防災組織、自治会等の役割	3
(2) 民生委員・児童委員の役割	3
(3) 消防団の役割	4
(4) 社会福祉協議会の役割	4
3 社会福祉施設、福祉サービス事業者等における避難支援体制の整備	4
(1) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	4
(2) 医療機関等の役割	4
(3) 保健所の役割	4

第3章 災害時要援護者に関する情報の収集・管理

1 要援護者の把握	5
(1) 要援護者に関する情報の収集・管理の目的	5
(2) 要援護者に関する情報の収集・管理を要する対象者	5
(3) 要援護者に関する情報の管理	5
(4) 要援護者に関する情報の共有	5
(5) 要援護者に関する情報の適正管理	5
(6) 要援護者に関する情報の更新	5
2 個別支援計画の作成	5
(1) 個別支援計画の作成目的	5
(2) 個別支援計画の対象者	6
(3) 個別支援計画の作成方法	6
(4) 個別支援計画の内容	6
(5) 個別支援計画の共有	6
(6) 個別支援計画の適正管理	6
(7) 個別支援計画の確認	6
(8) 個別支援計画の更新	6
(9) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の保有する情報の活用	7

第4章 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施

1	避難情報の伝達体制の確立	8
(1)	避難準備情報等の発令基準	8
(2)	伝達情報の整備	8
2	災害時の情報伝達	8
(1)	要援護者への情報伝達	8
(2)	避難支援者への情報伝達	8
3	避難誘導の実施	8
(1)	避難支援者による避難誘導	8
(2)	協力機関による避難誘導	8
4	安否確認の実施	9
(1)	安否窓口の設置	9

第5章 避難所等における支援

1	要援護者に配慮した避難所の確保	10
(1)	避難所のバリアフリー化等	10
(2)	福祉避難所の指定	10
2	避難所の設置及び運営	10
(1)	避難所の設置	10
(2)	避難所の運営	10
(3)	保健・医療機関との連携	10
(4)	ボランティアとの連携	11
3	避難所以外の要援護者に対する支援	11

第6章 災害に強いまちづくりの推進

1	災害に強いまちづくりの推進	12
2	要援護者の避難支援方法等の普及啓発	12
3	避難支援訓練の実施	12
4	避難支援資機材等の整備	12
5	要援護者自身等の備え	12
(1)	住宅の安全対策	12
(2)	住民の安全対策	12
(3)	伝達手段の確保	12
(4)	避難所、避難経路の確認	13
(5)	早期の自主避難	13

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

地震や台風などの自然災害をはじめとする様々な災害から市民の生命、財産を守るためには、日頃から個人、地域、行政等が連携し、防災対策に取り組むことが重要である。

特に、近年、全国的に多発している地震や台風は、高齢者などを中心に大きな被害をもたらしており、災害発生時に被害を受けやすい環境にある人々の防災、減災を図ることが喫緊の課題となっている。

本市においても、災害時の避難に支援を要する災害時要援護者（以下「要援護者」という。）に対し、地域と行政、関係機関等が連携し、要援護者のより迅速かつ的確な避難支援を図るため、災害時要援護者避難支援計画（以下「避難支援計画」という。）を策定する。

2 位置づけ

避難支援計画は、日南市地域防災計画第2編第1章第2節第10に規定する災害時要援護者対策に関し、関係機関による避難支援体制の確立、避難支援実施のために必要な事項をまとめた具体的な行動計画であり、今後、要援護者毎に作成される避難行動要援護者避難支援計画（以下「個別支援計画」という。）の円滑な作成及び実効性を確保するための基本計画である。

3 避難支援計画の対象

(1) 対象とする要援護者

避難支援計画の対象とする要援護者は、災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの一連の防災行動をとる際に、支援を必要とする者のうち、次の表のいずれかに該当する者（注1）とする。

なお、妊産婦、乳幼児、外国人については、対象となる者の移り変わりが著しいことから、関係機関において支援が必要な状況にある者の把握に努めることとする。

対 象 者	
①	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者
②	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者。
③	「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちA判定を受けている者。
④	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成7年法律第94条）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。
⑤	特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者。
⑥	65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
⑦	前各号に準じる状態にある者。

（注1）同居家族、近隣地に居住する家族、親戚等の支援により、避難行動が可能な者は除く。

(2) 対象とする災害

主に本市において発生頻度の高い台風等の風水害及び、重大な被害発生が予想される震度5弱以上の地震災害とする。ただし、これ以外の災害についても、状況に応じて対応を実施するものとする。

(3) 対象とする地域

対象地域は本市全域とする。

第2章 避難支援体制の構築

1 市における避難支援体制の整備

要援護者の避難支援を迅速かつ的確に実施するため、関係各課が協力して要援護者の避難支援のための業務を推進するものとする。

日頃から個別支援計画の作成、管理を行うとともに、要援護者本人やその家族からの相談等を受けるための体制を整備する。また、災害時には「要援護者対策班」を編成して情報の収集や伝達に努め、支援を受けられない要援護者に対して必要な避難支援が実施できる体制を整備する。

(1) 市の役割

- ①要援護者の把握
- ②避難行動支援者の把握と個別支援計画の作成・管理
- ③災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ④支援機関との協力関係の構築及び連絡体制の確立
- ⑤一般の指定避難所における要援護者に配慮した設備の改善
- ⑥一般の指定避難所では対応が困難な要援護者を収容できる避難所（以下「福祉避難所」という）の指定
- ⑦自主防災組織等の結成促進、自主防災力強化のための資機材の整備
- ⑧要援護者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ⑨要援護者参加型の防災訓練の企画・実施
- ⑩避難準備情報等の発表及び伝達
- ⑪災害時における避難支援
- ⑫災害時における要援護者の避難状況の把握及び安否確認

2 地域における避難支援体制の整備

自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等は、日頃から地域の要援護者の所在や状態について把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりを促進し、災害時には協力して要援護者の避難支援が実施できる体制の整備に努める

(1) 自主防災組織、自治会等の役割

- ①要援護者の把握及び調査への協力
- ②個別支援計画の作成、更新作業への協力
- ③個別支援計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ
- ④災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑤災害時における避難行動の支援

(2) 民生委員・児童委員の役割

- ①要援護者の把握及び調査への協力
- ②個別支援計画の作成、更新作業への協力
- ③個別支援計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ
- ④災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑤避難所における要援護者の心のケア

(3) 消防団の役割

- ①個別支援計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ
- ②災害時における避難準備情報等の伝達
- ③災害時における避難行動の支援又は協力

(4) 社会福祉協議会の役割

- ①要援護者を把握するための調査への協力
- ②個別支援計画の作成、更新作業の協力
- ③個別支援計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ
- ④支援機関との協力関係の構築及び連絡調整
- ⑤災害時における避難行動要支援者の安否確認への協力
- ⑥避難所におけるボランティアの受入、派遣調整

3 社会福祉施設、福祉サービス事業者等における避難支援体制の整備

社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日頃から施設利用者に対する災害時の対応方法を定めるとともに、災害時には自ら保有する資機材や福祉車両等を活用して避難支援が実施できる体制の整備に努める。

(1) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

- ①要援護者を把握するための調査への協力
- ②個別支援計画の作成、更新作業の協力
- ③個別支援計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ
- ④施設利用者に対する避難支援計画の作成
- ⑤災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
- ⑥災害時における要援護者の臨時的収容
- ⑦災害時における緊急入所、ショートステイへの対応

(2) 医療機関等の役割

- ①入院者、来院者に対する避難計画の作成
- ②災害時における対応可能状況を把握するための調査への協力
- ③災害時における緊急入院への対応

(3) 保健所の役割

- ①市が行う要援護者を把握するための調査への協力
- ②個別支援計画の作成、更新作業への協力及び助言
- ③個別支援計画作成（避難行動要支援者登録）への働きかけ
- ④災害時における難病患者に対する避難誘導及び安否確認への協力
- ⑤避難所における要援護者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

第3章 災害時要援護者に関する情報の収集・管理

1 要援護者の把握

(1) 要援護者に関する情報の収集・管理の目的

要援護者の把握と迅速な避難支援を行うため、要援護者の把握に努める
また、要援護者に関する情報については次の業務に使用するものとする。

- ①在宅の要援護者の全体把握
- ②避難行動要援護者の把握調査及び個別支援計画の作成
- ③災害時の安否確認及び避難支援

(2) 要援護者に関する情報の収集・管理を要する対象者

災害時要援護者に関する情報の収集・管理を行う対象者は、第1章の3(1)に規定する者とする。

(3) 要援護者に関する情報の管理

下記に掲げる台帳等（以下「台帳等」という。）を保有する各関係課において当該台帳等及び既存システムの情報を活用して管理するものとする。

この場合、行政機関内における個人情報の目的外使用に関しては、日南市個人情報保護条例第8条第5号の規定に基づくものとする。

- ①住民基本台帳
- ②要介護・要支援認定台帳
- ③身体障害者手帳交付台帳
- ④療育手帳交付台帳

(4) 要援護者に関する情報の共有

要援護者に関する情報については、(3)に掲げる台帳等を保有する関係課が協力機関の協力を得ながら収集・管理を行い、共有するものとする。

なお、協力機関と共有する情報については、当該協力機関が対応する要援護者に係るものに限るものとする。

(5) 要援護者に関する情報の適正管理

要援護者に関する情報については、担当課（以下「事務局」という。）において電子データにて管理するものとする。また、要援護者に関する情報を共有者以外の閲覧、利用を禁じるため、電子データパスワードの設定等により適正に管理する。

(6) 要援護者に関する情報の更新

事務局は、毎年1回以上、要援護者の管理情報に変更がないか確認し、修正及び更新確認を行う。
また、要援護者に関する情報に変更があることを得た協力機関は、当該情報を遅滞なく事務局に連絡するものとする。

2 個別支援計画の作成

(1) 個別支援計画の作成目的

個別支援計画は避難行動要援護者の詳細な状況を把握し、迅速かつ的確な避難を実施するため作成するものとする。

(2) 個別支援計画の対象者

個別支援計画の対象者は、第1章の3(1)に該当する要援護者のうち、各関係機関、広報等により働きかけを行った結果、作成について同意を得られた者とする。

(3) 個別支援計画の作成方法

第1章の3(1)に該当する者で申請を行った要援護者の状況について、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員又はその他の関係機関に協力を依頼し、避難行動要援護者の特定及び個別支援計画策定に必要な情報を避難行動要援護者、家族及び避難支援者等と面談の上収集・作成する。

(4) 個別支援計画の内容

個別支援計画に記載する情報は、原則として下記の事項とし、様式1に記載するものとする。

なお、要援護者及び避難支援者の登録意志を確認し、個人情報の円滑な共有化を図るため、個別支援計画の情報管理及び利用に関する同意を得るものとする。

- ①本人の状況
- ②災害要援護者区分
- ③同居者の状況
- ④緊急時の連絡先
- ⑤避難支援者の状況
- ⑥その他留意事項
- ⑦代理人の状況

(5) 個別支援計画の共有

個別支援計画は、1(3)に掲げる台帳等を保有する関係課が協力機関の協力を得ながら作成し、協力機関及び避難支援者と共有するものとする。

なお、協力機関及び避難支援者が共有する個別支援計画は、当該協力機関又は避難支援者が支援にあたる避難行動要援護者に係るものに限るものとする。

また、協力機関及び避難支援者との共有は、避難行動要援護者の同意に基づくことを原則とし、法令に基づく守秘義務が課せられるもの以外のものは、秘密の保持に関する誓約書(様式2)を事務局に提出するものとする。

(6) 個別支援計画の適正管理

個別支援計画を共有する者は、共有者以外の閲覧、利用を禁じるため、電子データで管理する場合はパスワードを設定し、紙等で保管する場合は、施錠できる保管庫に保管するなど情報の管理を適正に行うものとする。

(7) 個別支援計画の確認

個別支援計画が作成されたとき及び修正されたときは、要援護者及び避難支援者は、災害の際に迅速かつ確かな避難ができるよう、対面等により個別支援計画の内容について確認等を行うものとする。

(8) 個別支援計画の更新

事務局は関係課、協力機関及び避難支援者等の協力を得て、毎年1回以上個別支援計画の内容について確認を行い、必要な修正を加えるものとする。

また、個別支援計画の修正に関する情報を得た協力機関、避難支援者は、当該情報を遅滞なく事務

局に連絡するものとする。

事務局は、個別支援計画を更新し、協力機関及び避難支援者等へ提供するものとする。

なお、個別支援計画に修正があった場合は、要援護者に関する情報の修正確認を行うものとする。

(9) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の保有する要援護者の居住状況等の情報を共有し、要援護者に関する情報の把握及び個別支援計画の作成、更新、安否確認、救出・救護活動に活用するものとする。

第4章 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施

1 避難情報の伝達体制の確立

(1) 避難準備情報等の発令基準等

市は、要援護者が避難行動を迅速かつ円滑に開始するために必要な避難準備情報の発令基準を定めるものとする。

また、市はハザードマップを作成し、要援護者や避難支援者等を含む地域住民に配布、説明を行い、避難準備情報等の意味や留意点について周知徹底を図るものとする。

(2) 伝達情報の整備

市は、避難準備情報等が要援護者等を含む住民全員に確実に伝達されるよう、防災行政無線、広報車、ファックス、防災メール等複数の伝達手段の整備・充実及び地域における情報伝達体制の確立に努めるものとする。

2 災害時の情報伝達

(1) 要援護者への情報伝達

①市

市は、防災行政無線のほか、戸別受信機やファックス、防災メール、防災ラジオ、放送事業者、広報車等様々な手段で、要援護者へ避難準備情報等の防災情報を提供するものとする。

特に聴覚障害者への情報伝達については、防災メールやファックスによる災害情報配信サービスの活用を推進するものとする。

②避難支援者等

避難支援者及び自主防災組織、自治会等は、市から避難準備情報等の防災情報の通知があった場合は、相互に連携して要援護者へ情報伝達を行うものとする。

(2) 避難支援者への情報伝達

市は、電話、ファックス、防災メール等により、避難支援者や自主防災組織等に対し、災害情報、避難所情報等の伝達及び避難誘導の要請、安否確認等を行うものとする。

3 避難誘導の実施

(1) 避難支援者による避難誘導

避難支援者は、風雨が強くなる以前において、当該要援護者の避難が必要と判断した場合は、直ちに避難先（避難所、親戚宅等）への誘導にあたるものとする。

また、避難誘導にあたり避難支援者以外の者の支援が必要な場合は、状況に応じ自主防災組織等の協力機関又は、対策班等に応援要請を行うものとする。

避難支援者は、要援護者の避難が完了したときは、自主防災組織（自治会）の長に連絡するものとする。

(2) 協力機関による避難誘導

協力機関は、当該要援護者の避難が必要と判断した場合は、直ちに避難先（避難所、親戚宅等）への誘導にあたるものとする。

また、避難誘導にあたり協力機関以外の者の支援が必要な場合は、対策班に応援要請を行うものとする。

4 安否確認の実施

住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、市、支援者、関係機関は協力して迅速かつ的確に要援護者の安否確認を行う。

安否情報は、支援者及び関係機関が持つ連絡網等を最大限に活用して、可能な限り直接の連絡により迅速に安否の確認を行うものとする。

また、消息が不明な者については、速やかに消防機関及び警察等との連携を図り、捜索活動のための体制を整える。

(1) 安否情報窓口の設置

市は、支援者や関係機関による安否情報の集約や照会を一元的に対応するため、要援護者対策班に安否情報窓口を設置する。

対策班は、関係機関が把握した安否情報や避難所の避難者名簿等とを照らし、避難の状況を把握しつつ、要援護者に係る問い合わせ等への対応を行うものとする。

また、情報収集と照会対応のための電話番号等は次のとおりとする。

- ①電話番号 0987-31-1113（総務課防災係）
- ②ファックス 0987-23-1853

第5章 避難所等における支援

1 要援護者に配慮した避難所の確保

(1) 避難所のバリアフリー化等

市は、当該地域の要援護者の状況を考慮し、避難所のバリアフリー化等に配慮した施設整備に努めるものとする。

(2) 福祉避難所の指定

市は、通常の避難所での生活が困難な要援護者のための福祉避難所を指定するものとする。福祉避難所を指定する場合は、当該施設との間で、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受け入れ可能人数、費用負担について明らかにしておくことにより円滑な福祉避難所の開設、受け入れ、運営を図るものとする。

なお、福祉避難所の利用は緊急避難的な場所の利用場合であり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別なサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用するものとする。

2 避難所の設置及び運営

(1) 避難所の設置

市は、災害の発生が予測されたとき又は災害が発生したときは、当該地域の要援護者の状況に配慮した適切な避難所を迅速に開設し、要援護者への周知、避難誘導等を的確に行うものとする。

また、災害時において指定した福祉避難所を開設しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り受け入れ可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分に配慮するものとする。

(2) 避難所の運営

市は、避難所及び福祉避難所の円滑な運営のため、次のとおり配慮するものとする。

① 救援物資の供給に関する配慮

市又は自主的な避難所運営組織は、避難所の運営にあたっては要援護者に配慮するものとし、食料や救援物資等の配布について要援護者に対しても平等に配分がなされるよう配慮する。

② 情報提供での配慮

避難所の情報提供は、音声だけでなく聴覚障害者にも配慮して必ず掲示も併用する。また、外国人への配慮として、外国語やイラストも用いて理解しやすい内容で掲示を行うよう努める。

③ 食事への配慮

要援護者の個々の特性に応じた食事を提供できるよう努める。

- ・乳幼児には粉ミルクや離乳食の提供
- ・高齢者等にはやわらかい食事
- ・難病患者、内部障害者には病態に応じた食事
- ・アレルギー患者にはアルファ米（無調味料）等アレルギー対応食の提供

(3) 保健・医療機関との連携

避難所における要援護者の心のケア、障害の重度化等の防止のため、保健・医療機関等の協力を得て、保健師や看護師、医師等による巡回相談、健康確認を行うものとする。

(4) ボランティアとの連携

市は、避難所等におけるボランティアの活動が効果的に行われるよう社会福祉協議会等と連携し、受け入れ体制の整備・連絡調整機能の強化及び充実を図るものとする。

3 避難所以外の要援護者に対する支援

市は、様々な理由で避難所に来ることができない要援護者についても状況の把握に努め、協力機関と連携し、情報提供その他必要な支援を実施するものとする。

第6章 災害に強いまちづくりの推進

1 災害に強いまちづくりの推進

市は、消防団、自主防災組織、地域福祉関係団体と協働し、声かけや見守り活動等、地域における各種活動を通じて地域住民同士のつながりを深めることができる環境づくりに努めるものとする。

2 要援護者の避難支援方法等の普及啓発

市は、要援護者、地域住民、協力機関に対し、要援護者情報の収集・共有、適正管理、要援護者の状況に配慮した避難支援方法について、説明会や広報誌、ホームページ等を通じて普及啓発を図るものとする。

3 避難支援訓練の実施

市は、毎年、避難支援者、協力機関等と連携し、地域防災訓練等において要援護者が参加した避難支援訓練及び避難所設置・運営訓練を実施するものとする。

4 避難支援資機材等の整備

市は、避難支援にあたる協力機関等の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、地域における救出・救護・運搬に要する防災資機材の整備、充実に努めるものとする。

また、協力機関等においても、自主的な防災資機材の整備、維持管理に努めるものとする。

5 要援護者自身等の備え

要援護者自身及びその家族等においても、自分の命は自分で守るとの認識に基づき、災害時において自らの身の安全を図り迅速な避難を行うため、日頃から次のとおり防災対策に取り組むものとする。

また、普段から地域の防災活動等へ積極的に参加し、隣近所や避難支援者等との交流を深めること等により、災害時において必要な支援が円滑に受けられる環境づくりに努めるものとする。

(1) 住宅の安全対策

災害発生時に身の安全を守るため、住宅に関する安全対策に努めるものとする。

- ①住宅の耐震補強
- ②家具の固定、ガラスの飛散防止

(2) 食料品等の備蓄

災害発生後は、水道や電気、ガス等のライフラインが途絶し、食料、医療品等の不足が発生することもあることから、外部からの支援が届くまで2、3日は自力で生活できるよう、生活物資の備蓄に努めるものとする。

- ①食料品、飲料水、医療品の確保
- ②非常持出品の整理、保管

(3) 伝達手段の確保

災害時に自分の存在や必要な支援内容を周囲に知らせるため、要援護者の状況に応じた伝達手段の確保に努めるものとする。

- ①携帯電話、ブザー、警笛
- ②必要とする支援内容を記入したカード等

(4) 避難所、避難経路の確認

迅速に避難できる適切な避難所の場所及び安全に避難できる避難経路を事前に確認、注意点、障害物の有無について把握するものとする。

また、避難所、避難経路等に支障がある場合は、市へ直接又は避難支援者や協力機関等を通じて連絡・相談するものとする。

(5) 早期の自主避難

台風等の風水害は、災害の発生までに時間的余裕があるので、自ら行動を起こすことのできる要援護者は、可能な限り早期に安全な親族や知人宅、又は短期入所施設等に自主的に避難しておくよう努める。